

令和3年度

新事業創出支援貸付（資本性ローン）のご案内

〈第1回受付期間〉 令和3年4月16日（金）～ 5月31日（月）〈16時必着〉

〈ご利用のポイント〉

- ① 独創性、新規性の高い実用化段階の研究開発やIT活用ビジネス、生活・サービス産業における新規事業開発にご利用いただける、長期の無利子貸付金です。
- ② 担保・保証人が不要で、保証料も不要です。
- ③ 貸付対象経費は、貸付予定日（9月末）以降が対象となります。

※ 資本性ローン：据置期間が長期で他の債権に劣後し、金融検査上、自己資本とみなすことが可能な貸付であり、資金繰りの改善が見込めます。

区分	産学連携・事業連携	ものづくり	IT活用ビジネス	生活・サービス産業創出
貸付限度額	3,000万円	1,500万円	1,500万円	400万円
	下記対象経費の70%又は上記貸付限度額の低い方が貸付の限度額となります。			
対象者	産学連携又は事業連携により新規事業開発に取り組む企業等	ものづくり産業における新規事業開発に取り組む中小企業者等	IT技術を活用した新規事業開発に取り組む中小企業者等	生活・サービス産業における新規事業開発に取り組む中小企業者等
対象分野	健康、生活文化、情報通信、環境・エネルギー、ナノテクノロジー・新製造技術・新素材、輸送・物流、ビジネスサポート、防災・安全			健康、生活文化、環境・エネルギー、輸送・物流、ビジネスサポート、防災・安全
対象経費	(1) 試作段階までの新製品・新技術の実用化開発に必要な経費 (2) マーケティング調査、販路開拓に必要な経費 (3) ソフトウェア開発・システム構築に必要な経費※ ※IT活用ビジネスのみ			(1) サービス実証に必要な経費 (2) ビジネスモデル開発、販路開拓に必要な経費
貸付利率	無利子			
貸付割合	対象経費の70%以内（貸付額は万単位、最低貸付金額は100万円）			
貸付期間等	<ul style="list-style-type: none"> ● 資本性ローン（期間5年6ヶ月※、7年、10年）期限一括償還 ● 通常ローン（期間10年以内、最長3年の据置）据置期間終了後7年以内の月賦償還 ※5年6ヶ月期限一括償還の条件で今後貸付を受ける方は、貸付期限を経過する前であれば、貸付期間と合わせて最長10年間の範囲での月賦または半年賦での均等償還への申出が可能。			
担保・保証人	不要			



[申請・問合せ先]

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
 創業推進部 投資育成課
 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4
 神戸市産業振興センター2階
 TEL (078)977-9075 FAX (078)977-9112

詳しくはWEBサイトで

[新事業創出支援貸付](#)

[検索](#)

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/sinjigyokashituke>

この貸付をご利用になられた方は、兵庫県中小企業融資制度「新技術・新事業創出貸付」（有利子）をご利用になることができます（金融機関の審査あり）。

融資限度額	2億円	融資利率	0.90%	融資期間	10年以内（うち据置2年）
-------	-----	------	-------	------	---------------

[問合せ先] 兵庫県産業労働部 産業振興局 地域金融室 Tel. (078)362-3321

※利率は年度途中で変更する場合があります。